

報告第五号

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）
第八条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり訴えを提起
したので、同条第二項の規定により報告する。

令和二年六月二十二日

江戸川区長 齊 藤 猛

訴えの提起調書 (総括表)

No 1

債権の名称 (担当部課)	訴訟物の価額	訴訟の件数
江戸川区街づくり宅地資金貸付金 (土木部計画調整課)	3,088,752 円	1 件
合 計	3,088,752 円	1 件

訴えの提起調書

債権の名称 江戸川区街づくり宅地資金貸付金
担 当 部 課 土木部計画調整課

No 2

番号	訴訟物の価額	専決処分日	訴えの内容				
			裁判所及び事件番号	訴えの提起日	債権発生日	貸付金額	当事者
1	3,088,752 円	令和元年7月22日	東京地方裁判所 令和2年(ワ)第6580号	令和2年3月11日	平成15年9月12日	6,900,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者) 被告 一関市民 (連帯保証人)
計	3,088,752 円						